

介護事業者向け駐車場シェアリング試行事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、自宅で生活する高齢者等に対し介護サービスを提供する者が訪問時において登録された駐車場の空きスペースを活用することで、円滑にサービスを提供できるようにすることを目的とする。その一環として、公営住宅において本事業の試行をするために本要領を定める。

(定義)

第2条 この要領において「駐車場使用者」とは、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条、第8条の2又は第115条の45第1項第1号に規定する介護サービス事業をさいたま市内において実施する事業者及び市長が必要と認める者（以下これらを「対象事業者等」という。）であつて、市が提供する駐車スペース（以下「提供駐車場」という。）を使用する者をいう。

(実施主体)

第3条 事業の実施主体は、さいたま市とする。

(事業内容)

第4条 提供駐車場を駐車場使用者に貸し出すものとする。

(事前協議等)

第5条 市長は、提供駐車場の確保にあたり、次の事項について、公有財産の管理者と協議を行うものとする。

- (1) 提供を希望する公営住宅の駐車場の使用の可否
- (2) 公有財産使用承認期間中の管理内容・区分、安全対策等
- (3) 公営住宅の敷地内で発生した事故、提供駐車場の施設、器物、他の車両、その積載物や取付物を汚損、棄損した場合の措置

(4) その他必要な事項

2 市長は、前項に規定する協議の内容を記録した書面を添付し、当該公有財産の使用について承認の申請をするものとする。

(提供駐車場の登録)

第6条 市長は、前条第2項の申請後、公有財産の管理者の使用承認を受けた場合、管理する駐車場使用許可台帳（第1号様式）に登録するものとする。

2 前項に規定する使用承認期間が満了したとき、市長は駐車場使用許可台帳からこれを削除するものとする。

(駐車場の使用登録)

第7条 提供駐車場を使用しようとする対象事業者等は、駐車場使用者登録申込書（第2号様式）に誓約書（第3号様式）を添えて市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出を審査し、適当と認めた場合は、駐車場使用者登録台帳（第4号様式）に登録するとともに、駐車許可証（第5号様式）を前項の申込みを行った対象事業者等に交付するものとする。

3 前項の規定による登録事項の変更又は廃止する場合は、駐車場使用者登録事項変更（廃止）届出書（第6号様式）を市長に届け出るものとする。

4 前項に規定する廃止をする届出を行った者は、既に交付を受けた駐車許可証を速やかに市長に返却しなければならない。

(駐車場の使用)

第8条 前条の規定により駐車許可証の交付を受けた駐車場使用者は、第5条第1項に規定する駐車場使用許可台帳に登録された提供駐車場を、介護サービスを提供するために必要な時間の範囲内で使用するこ

とができる。この場合における提供駐車場の使用料は無料とする。ただし、提供駐車場が他者により既に使用されていた場合、当該駐車場使用者は提供駐車場を使用することができない。

- 2 前項ただし書きの場合、当該駐車場使用者は他の駐車方法を検討することとし、この場合において追加で生じる費用は当該駐車場使用者の負担とする。
- 3 駐車場使用者は、提供駐車場の使用に際し、駐車許可証を駐車車両の見えやすい場所に掲示しなければならない。
- 4 提供駐車場を使用した駐車場使用者は、使用した日から起算して3日以内に次の事項を市に報告しなければならない。
 - (1) 使用を開始した日時
 - (2) 使用を終了した日時
 - (3) 使用場所の所在地
 - (4) 提供駐車場使用時の事故の有無
 - (5) その他市長が必要と認める事項
(遵守事項)

第9条 駐車場使用者は、提供駐車場の使用に際して、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 第1条に規定する目的以外に提供駐車場を使用しないこと。
- (2) 駐車中はエンジンを必ず停止し、車両から離れる場合は窓を閉めドア及びトランクは施錠して盗難防止に努めること。
- (3) 指定された区画に駐車し、それ以外の場所に駐車しないこと。
- (4) 駐車許可を受けていない車両の駐車を行わないこと。
- (5) 駐車許可証の交付を受けた車両であった場合でも、提供駐車場の規格を超える車両の駐車を行わないこと。
- (6) 市の指示があった場合、これに従うこと。

- (7) 提供駐車場における喫煙又は火気を使用しないこと。
- (8) 提供駐車場の施設、器物、他の車両、その積載物や取付物を汚損、棄損させる行為を行わないこと。
- (9) 公営住宅の敷地内では、歩行者等の安全確保に注意を払い、定められた経路を最徐行で通行すること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、近隣住民の迷惑となる行為又は提供駐車場の管理に支障を及ぼすおそれのある行為を行わないこと。

(事故の処理)

第10条 駐車場使用者は、事故が発生したときは、法令に基づく応急の措置をすること。

2 故意又は過失により提供駐車場の施設又は設備を損傷し、若しくは、他の車両、その積載物や取付物を汚損、棄損したときは、その損害を賠償しなければならない。

3 第1項及び第2項に規定する事実が生じた場合は、速やかに市長に事故報告書（第7号様式）により報告しなければならない。

(駐車許可証の取消し)

第11条 第9条各号の規定を遵守しない場合又は前条の規定に従わない場合、既に交付された駐車許可証は直ちに失効し、速やかに市長に返却しなければならない。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から試行する。

第2号様式（第7条関係）

年 月 日

（宛先）さいたま市長

申請者 所在地
事業所名

駐車場使用者登録申込書

介護事業者向け駐車場シェアリング事業の提供駐車場を使用したいため、以下のとおり申し込みます。

法人・団体名	
事業所名	
所在地	(〒 -)
サービス種別	
事業所番号	
管理者氏名	
メールアドレス	
連絡先 ※緊急連絡先	担当者氏名：
許可証発行必要枚数	

（添付書類）

- 1 誓約書（様式第3号）
- 2 駐車車両届

第3号様式（第7条関係）

年 月 日

（宛先）さいたま市長

申請者 所在地
事業所名

誓約書

介護事業者向け駐車場シェアリング事業（以下「事業」という。）に使用登録するに当たり、以下の事項を厳守することを誓約します。

- 1 事業以外の目的で提供駐車場を使用しないこと。
- 2 提供駐車場を使用する上で知り得た個人情報等に関して、さいたま市の許可なく公開し、漏洩し、又は利用しないこと。
- 3 提供駐車場の使用に際し、事故、住民等とのトラブル、盗難、不正駐車等があった場合は、駐車場使用者が責任を持って対応すること。
- 4 提供駐車場の使用時は、駐車許可証を見やすい場所に掲示すること。
- 5 さいたま市が事業を中止した場合は、速やかに駐車許可証を返却すること。
- 6 提供駐車場を使用する場合は、協調を保ち、騒音や排気ガス等により近隣住民の迷惑となる行為又は管理に支障を及ぼすおそれのある行為を行わないこと。
- 7 提供駐車場の注意事項及びさいたま市からの指示事項を遵守すること。

参考様式

駐車車両書

以下の車両について、介護事業者向け駐車場シェアリング事業のため、提供駐車場を使用する車両として届け出ます。

(例)	大宮	1 2 3	お	4 5 6 7	トヨタ	ハイエース	有
1							選択してください
2							選択してください
3							選択してください
4							選択してください
5							選択してください
6							選択してください

※ 上記に代えて、自動車保険証券等の写しでも可。

第5号様式（第7条関係）



さいたま市介護事業者向け駐車場シェアリング試行事業

駐車許可証

事業所名	
登録車両番号	
連絡先	

※駐車の際は、ダッシュボードなど車外から確認できる位置に置いてください。

※この許可証は、当事業で登録されている駐車場所に駐車することを許可するものであって、路上等に駐車することを許可するものではありません。

第6号様式（第7条関係）

年 月 日

（宛先）さいたま市長

申請者 所在地
事業所名

駐車場使用者登録事項 変更 届出書
廃止

以下のとおり、駐車場利用者の登録事項の 変更 廃止 を届け出ます。

法人・団体名	
事業所名 （事業所番号）	（ ）
所在地	（〒 - ）
区分	変更・廃止
管理者氏名	
メールアドレス	
連絡先 ※緊急連絡先	担当者氏名：
許可証追加発行枚数	

（添付書類）

駐車車両届

(表)

事 故 報 告 書							年	月	日
(宛先) さいたま市長							報告者 所在地 事業所名 管理者氏名		
発 生 年 月 日	年 月 日 時 分頃			曜 日	天 候				
発 生 場 所									
事業 者 側	運 転 者 氏 名								
	住 所								
	電 話 番 号								
	車 両	車 両 番 号	車 名		車 種				
	任 意 保 険	保 険 会 社	証 書 番 号						
	損 害 程 度	物 損 ・ 人 身 ・ そ の 他 ()							
相 手 側	氏 名								
	住 所								
	電 話 番 号								
	損 害 程 度	物 損 ・ 人 身 ・ そ の 他 ()							
取 扱 警 察 署	担 警 察 当 官		電 話 番 号						

(裏)

事故の概要																		
事故後の処置																		
事故現場見取図	<table border="1"><tr><td data-bbox="236 826 1171 1561" rowspan="8">N 4 +</td><td data-bbox="1171 826 1326 920">自車</td><td data-bbox="1326 826 1484 920"></td></tr><tr><td data-bbox="1171 920 1326 1014">その他の車両</td><td data-bbox="1326 920 1484 1014"></td></tr><tr><td data-bbox="1171 1014 1326 1108">進行方向</td><td data-bbox="1326 1014 1484 1108"></td></tr><tr><td data-bbox="1171 1108 1326 1202">信号</td><td data-bbox="1326 1108 1484 1202"></td></tr><tr><td data-bbox="1171 1202 1326 1296">一時停止</td><td data-bbox="1326 1202 1484 1296"></td></tr><tr><td data-bbox="1171 1296 1326 1391">人間</td><td data-bbox="1326 1296 1484 1391"></td></tr><tr><td data-bbox="1171 1391 1326 1485">自転車・オートバイ</td><td data-bbox="1326 1391 1484 1485"></td></tr><tr><td data-bbox="1171 1485 1326 1561">道路幅員 (m)</td><td data-bbox="1326 1485 1484 1561"></td></tr></table>	N 4 +	自車		その他の車両		進行方向		信号		一時停止		人間		自転車・オートバイ		道路幅員 (m)	
N 4 +	自車																	
	その他の車両																	
	進行方向																	
	信号																	
	一時停止																	
	人間																	
	自転車・オートバイ																	
	道路幅員 (m)																	